
原著論文

POFMAにおける「虚偽の事実言明」の定義

The Definition of ‘False Statement of Fact’ in the Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act

キーワード：

POFMA, シンガポール, 虚偽の事実言明, フェイクニュース, 偽情報

keyword：

POFMA, Singapore, False Statement of Fact, Fake news, Disinformation

名古屋大学 井原伸浩

Nagoya University Nobuhiro IHARA

要約

シンガポールでオンライン虚偽情報および情報操作防止法 (Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act: POFMA) が2019年に成立・発効した。同法は、いわゆるフェイクニュースや偽情報の規制法だが、これらの語を用いず、代わりに「虚偽の事実言明 (false statement of fact)」を規制対象としている。本稿は、あいまいさが指摘される「虚偽の事実言明」の定義に対する批判と反論を検討する。具体的には、虚偽の事実言明の定義が、フェイクニュースや偽情報といった既存の概念の定義、あるいは定義するうえでの主要な論点に照らし、いかなる意味で則っているか／いないかを検証する。これを通じて、虚偽の事実言明が定義されるにあたり、フェイクニュースや偽情報等に関する先行研究ではあまり見られなかった法律論の論理が多く使用され、それが与党人民行動党 (People’s Action Party) の政治家や閣僚とPOFMA批判者の間で、立法・履行過程で議論の齟齬と軋轢を生んだと論じる。特に、事実と意見の区別、意図の有無、虚偽性の判定等がPOFMAの立法過程において主要論点となったが、その正確な意味や判定のあり方が明確になっていったのは、POFMAの履行や判例が積み重ねられるなかでのことだった。

原稿受付：2023年2月23日

掲載決定：2023年9月15日

Abstract

In 2019, the Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act (POFMA) was enacted in Singapore. POFMA is a law regulating so-called ‘fake news’ and ‘disinformation,’ but it does not use these terms. Instead, it refers to ‘false statements of fact.’ This paper examines the criticisms regarding the Singapore government’s definition of a ‘false statement of fact,’ which has been considered ambiguous, and the counter-arguments against such criticisms. Specifically, this paper examines whether the definition of ‘false statement of fact’ is unique compared to existing definitions of fake news and disinformation in light of the key issues in defining them. In doing so, this research finds that the definition of ‘false statement fact’ employs jurisprudential logic rarely seen in previous studies defining fake news and disinformation. The logic has led to discrepancies and frictions in the legislative and implementation process between politicians and ministers of the ruling People’s Action Party and critics of POFMA. In particular, the distinction between fact and opinion, the examination of communicators’ intent, and how to determine falsity became significant issues in developing POFMA. Still, determining these distinctions and examinations became possible only after the implementation of POFMA and the accumulation of precedents.

1 はじめに

2019年、シンガポールでオンライン虚偽情報および情報操作防止法 (Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act: POFMA) が成立・発効した。同法は、いわゆる「フェイクニュース (fakenews)」や「偽情報 (disinformation)」の規制法だが、これらの語ではなく、公共の利益 (public interest) を害する「虚偽の事実言明 (false statement of fact)」という用語を用いて、その伝達を禁じている (7条)。これに違反すると罰金ないし禁固刑が科されることもあるが、実際には言明の伝達者に対する主たる措置は、訂正指示 (Correction Direction) である。これを受けると伝達者は、①対象言明が虚偽である、かつ／あるいは言明を構成する資料 (material) に虚偽の事実言明が含まれることを示す言明、および／あるいは②特定の事実言明、あるいは特定の事実言明が見つけれられるロケーションのレファレンスを含む訂正通知 (Correction Notice) を、当該言明に併記するよう要求される (11条)。当該言明をシンガポールで見られないよう伝達者に要求する伝達停止指示 (Stop Communication Direction) が出されることもあり得る (訂正指示と伝達停止指示をあわせて第三部指示 (Part 3 Direction) と呼ぶ)。これら指示が出されても即有罪となる訳ではないが、従わなければ罰金ないし禁固刑が科され、当該言明を削除する措置がとられる等する。

POFMAへの批判に、虚偽の事実言明の定義が、あまりに広く、不明確だというものがある。訂正指示が出されるにあたり、当該言明が虚偽か判断するのは、まずは関連する省庁の大臣である。この判断を恣意的に行うことで、政府が自らと異なる見解の表明を抑圧・抑制する手段にPOFMAはなり得るとか、そうでなくても強い萎縮効果をもたらす等の批判が生じた (Jie, 2020)。

本稿は、虚偽の事実言明の定義に対する批判と反論を検討する。具体的には、虚偽の事実言明の

定義が、フェイクニュースや偽情報といった既存の概念の定義、あるいは定義するうえでの主要な論点に照らし、いかなる意味で則っているか／いないかを検証する。結論を先取りすれば、虚偽の事実言明が定義されるにあたり、フェイクニュースや偽情報等に関する先行研究ではあまり見られなかった法律論の論理が多く使用され、それが与党人民行動党 (People's Action Party) の政治家や閣僚とPOFMA批判者の間で、立法・履行過程で議論の齟齬と軋轢を生んだと論じる。

シンガポールの事例が典型的に示すように、フェイクニュース／偽情報は、安全保障上の脅威を呈するとの見方もある一方 (Neo, 2019)、その規制が、表現・言論の自由を抑圧するための方便ともみなされ易い点で、我々の社会に重大な影響を及ぼし得る。特に、規制対象をいかに定義するかは、こうした安全保障と自由のバランスを決定づける重要性を有する。本稿は、これに関する学術的知見と現実の政策論議の齟齬を検討することで、こうしたバランスを見出す一助としたい。

シンガポールの虚偽情報対策やPOFMAに関する研究は、すでに多くあるため、ここでは「虚偽の事実言明」の定義と関連するものを中心に挙げる。それらには、表現の自由についてPOFMAが、国際人権法や透明性、独立性、公正・公平性上の問題があることや (Özdan, 2021)、国際基準を満たしていないと指摘するものがある (Aswad, 2020)。POFMAを含む4つのメディア法の成立過程を通じ、シンガポール政府が統治の正当性を構築しようとしたと論じた研究もある。これによると、POFMAの成立過程で虚偽情報を定義するにあたり、法律の専門家のコンセンサスを得たことが、権力を正当化する戦略の一つとなったという (Lee & Lee, 2019)。シンガポールと豪州における、ソーシャルメディア上のフェイクニュース拡散対策を比較分析した研究は、何が規制対象のフェイクニュースに含まれるか、あるいは含まれないかの定義を考察している (Tay, 2021)。他にも、後述のPOFMA 2条2項 (b) における一部の

定義の曖昧さによる過剰規制につながる危険性を指摘し、特に事実と意見の区別等についてPOFMAの内容と判例法を解説した研究もある (Foo, 2021)。オンラインのヘイトスピーチに関するPOFMAの条項と、その国際法および国際慣習の枠組上の位置づけを分析した研究は、虚偽の事実言明や公共の利益の定義が、POFMAに関する議論でおそらく最も明白な問題となったと指摘した (Chen & Chia, 2019)。邦語では、プラットフォームガバナンス (井原, 2021a) や、シンガポールの基本的イデオロギーである脆弱性 (井原, 2021b) に焦点を当てた研究もある。しかし、いずれもフェイクニュースや偽情報の主な定義やその論点に照らして、「虚偽の事実言明」を評価するものではない。

そこで本稿は、学术界や主要な国際機関によるフェイクニュース／偽情報の定義をめぐる主な論点を列挙し (2節)、これを説明枠組みとして、虚偽の事実言明をめぐるPOFMA法案の国会提出以前 (3節)、国会審議 (4節) における批判と反論、さらには同法成立後の履行過程 (5節) を分析する。資料は、フェイクニュースや偽情報の定義に関する国際機関の報告書や各種研究のほか、シンガポールの国会議事録や後述する特別委員会に寄せられた意見書、証言、同委員会の報告書、判例、新聞、および主要政治家の演説等を用いる。

2 定義の主な論点

フェイクニュースや偽情報は、あまりに多くの特性を有し、論点も多様なため、包括的定義は困難との見方が多い (Habgood-Coote, 2019)。例えばTandocらは、フェイクニュースの先行研究を調査し、同概念に6種の定義があると指摘した (Tandoc, et al., 2017)。Claire Wardleによる7種の情報の無秩序 (information disorder) の区別や (Wardle, 2017)、視聴者の利益のための欧州協会 (the European Association for Viewers

Interests) による10種類の情報区分もある (eavi, 2017)。フェイクニュースの包括的定義や分析枠組みの構築を試みるなら、これらに加えバイアスのかかった解釈の使用、風説、政治家・ビジネスリーダー・影響力のある人々の引き込みや操作、ニュースの検閲や抑圧も考慮せねばならないとの指摘もある (Ang, et al., 2019)。そのためフェイクニュースを法規制するなら、こうした多様な特性に鑑み、細分化した定義と、そのそれぞれに異なる程度での対応を求める声があるのも無理からぬことである。

それでもフェイクニュースや偽／誤情報のある程度包括的に定義する場合、虚偽・不正確・ミスリードな情報であることを要件とする論者はもちろん多いが、そうした虚偽性のみでの定義は概念上の混乱を招く。なぜなら第一に、特定の情報がフェイクニュースか判断するなら、その前提として、当該言明が事実か意見かの区別を要するが、それは容易でない。言葉の意味は、テキストと読者、あるいは話し手と聞き手の間での動的な解釈プロセスの結果であり、それゆえ文脈の多様性や、人々のコミュニケーション経験の多様性により再定義される。しかも、事実に基づいて推論や評価はなされているため、多くの言明は、事実と意見が不可分に混在している。司法にとっても、両者の定義は困難であり続けてきた (Sanders, 1987)。

第二に、虚偽情報を特定・規制するうえでは、当該情報が検証可能な虚偽かが焦点の一つとなるが (Allcott and Gentzkow, 2017)、単純・明確に情報が真と偽に分かれることはほとんどない (de Cock Buning, 2018)。むしろ多くのフェイクニュースは、意図的な虚偽とよく知られた真実を織り交ぜている。一方、一部に虚偽が含まれるからといって、フェイクニュースとみなせる訳でもない。意図的でない誤報や、些細な報道ミスはもちろん、複雑な問題を分かりやすく単純化した結果、一定程度生じた現実との乖離を、フェイクニュースとは言いがたいためである。さらに、虚偽に頼らずとも、部分的

真実を選択的に提示して視聴者をミスリードすることも可能である (Gelfert, 2018)。つまり、虚偽性が希薄でもフェイクニュースとみなすことは可能だし、虚偽性が濃厚でも、フェイクニュースとみなされないことも論理的には可能なのである。さらに上述の通り、言葉は多様な解釈が可能である以上、一つの解釈が虚偽であっても、他の解釈は虚偽でない場合、どう判断するかという問題もある。このように、虚偽性をいかに評価するかについてコンセンサスが難しい以上、法規制する際の虚偽情報の定義も困難となる。

このように、虚偽性だけではフェイクニュース／偽情報を定義するにあたり不十分なため、多くの論者は、意図の有無を重視する。ここでいう意図には、故意性、欺く意図、および動機といった論点がある。故意性があれば発信者は、言明された事実が真実だと合理的に信じていない (虚偽の情報を意図的に発信するか、あるいは虚偽と知りながら発信している)。これに基づけば、故意でない報道ミスや誤情報は問題視されない (Klein & Wueller, 2017)。また、故意性だけでなく、人を欺く意図を持っていることを定義に含める論者もいる。これに基づけば、故意であっても欺く意図のない、風刺やパロディは問題にされない。

動機を重視する論者もいる (Gelfert, 2018)。この動機・目的は、虚偽の情報を拡散させることだけでないことも多い。例えば、クリック数を稼いで広告収入を得ようとするとか、党派的フェイクニュースの作成者が、敵対する人の支持率を下げようとする等がある (Rini, 2017)。これら金銭的、政治的動機等のほか、トラブルや害を引き起こす心理的動機を挙げる論者もいる (Wardle, 2018)。この点について、極めてよく使われる定義に、害を与えることを意図しない誤情報と、意図する偽情報の区別がある (Wardle & Derakhshan, 2017)。

これらに比べると少数派だが、発信・拡散された情報をもたらす影響という結果論的な観点から、上記の意図の有無に重要な違いはないとの指

摘もある (Coady, 2020)。この立場を採れば、発信者の意図はどうあれ、害の有無が論点となる。

最後に、以上の定義をめぐる議論は、フェイクニュースや偽情報、あるいはそれらによって生じる事象や問題等を分析・説明するためになされており、必ずしも法規制を目的としていないことは注意を要する。例えば、偽情報を「意図的に公衆に害を与えるため、あるいは利益を得るためにデザイン、提示、増進される、あらゆる形態の虚偽な、不正確な、またはミスリードな情報を含む」とした欧州委員会高度専門化委員会 (High-Level Experts Group) の定義は (de Cock Buning, 2018)、上述の論点を多く含む。しかし、同時に同委員会は、検閲やオンラインの監視等、表現の自由やその他基本的権利にリスクをもたらす「パッドプラクティス」を批判している (p.14)。Wardleも、シンガポール政府に提出した文書の中で、法的規制を対策として推奨していない (Wardle, 2018)。上記の定義をめぐる議論では、法的に規制するという観点自体が十分とはいえないのである。

3 国会提出前の諸議論

POFMAが国会に提出されるまで、政府は対処が必要なコンテンツとして「フェイクニュース」、「誤情報」、「虚偽情報」、「意図的なオンラインの虚偽情報」等様々な語を使用し、それらの定義もしなかった。そのため、何が規制対象になるかは、閣僚らの発言から探るしかない状況が続いた。例えば政府がフェイクニュース対策に乗り出すと明かしたのはKasiviswanathan Shanmugam法務・内務相による2017年4月の国会答弁時だが、この時Shanmugamは、「些細な事実の不正確さではなく、実害を生じさせ得る虚偽情報について述べている」と発言しており、虚偽の有無だけでなく、それがもたらす害にも鑑みた規制に言及した。一方で彼は、立法措置は当然と同6月に述べたが⁽¹⁾、その際、外国の干渉、ヘイトの拡散、金銭的利益

というフェイクニュースを拡散する動機に言及しつつ、意図しない報道の失敗については、他のタイプのフェイクニュースとは少し違う扱いを要すると⁽²⁾、意図が問題となる旨の発言をした。

2018年1月、法務省と通信情報省は、「意図的なオンラインの虚偽情報」に関するグリーンペーパーを発表するとともに、「意図的なオンラインの虚偽情報に関する特別委員会 (Select Committee on Deliberate Online Falsehoods : 以下、特別委員会)」設置を国会に要請した。

この「意図的なオンラインの虚偽情報」も、その名の通り意図を要件とすること以外は不明確な概念だが (The Ministry of Communications and Information & the Ministry of Law, 2018)、特別委員会の最終報告書が、法的にはその定義が可能としたことは特筆に値する。何が「意図的なオンラインの虚偽情報」を構成するかの十分な定義は困難で、合法的言論の不当な検閲につながるとの議論もあるが (p.120)、法分野ではこれを定義してきた歴史があり、裁判所もたびたびそうしてきたとされた (p.117)。ここでは、虚偽情報は客観的で検証可能なデータで定義できるとした南洋理工大准教授Alton Chuaの議論等が引用された (Chua, 2018)。また、報告書によれば、虚偽情報は証明可能な事実に関するものであって、意見、哲学的概念としての真実、正しい・間違っているの道徳的観念に関するものではない (p.120)⁽³⁾。

こうして法的に虚偽の定義・判断は可能との議論が浮上してきた。一方、これまでの研究では、シンガポールの法や判例はもちろん、法的規制を前提とした定義自体が希薄だった。これが次節で見ると、POFMAの批判者と人民行動党の政治家・閣僚の間で、議論の齟齬を生むことになる。

4 POFMAの定義

POFMAの法案は、2019年4月に国会の第一読会へ提出され、5月に第二読会で審議された。同法案

7条は、シンガポール内外を問わず、(a) 虚偽の事実言明であり、かつ、(b) シンガポールにおけるそうした言明の伝達が、「公共の利益」を害する恐れがあると知りながら、あるいは (a) かつ (b) と信じるに足る理由がありながら、言明をシンガポールで伝達 (communicate) するためのいかなる行為も禁止している。(a) の虚偽の事実言明は、2条 (2) (a) で、言明の全体ないし一部にかかわらず、また、その言明自体ないし言明が登場した文脈にかかわらず、虚偽ないしミスリーディングな言明と定義された。なお、「事実言明 (statement of fact)」は、同条 (2) (b) で、それを見た、聞いた、あるいは認識した「通常人 (a reasonable person)」が、事実の表現と考える言明と定義された (Protection from Online Falsehoods and Manipulation Bill, 2019)。

こうした定義に様々な批判がなされたが、これにShanmugamやEdwin Tongら人民行動党政権の閣僚は、フェイクニュースや偽情報の先行研究では多くない法的観点から反論した⁽⁴⁾。批判としては例えば、虚偽の事実言明が「虚偽ないしミスリーディングな言明」とされたのはトートロジーだとか、「ミスリーディング」が定義されていないとの指摘があった (Reporters Sans Frontières, 2019)。これに対し第二読会でTongは、虚偽の事実言明は既存の法律から引用された法律用語だと論じ、Shanmugamも虚偽情報の定義について、この語を扱うのは法的に新しいことでないとした。「通常人」の定義が欠如しているとの指摘もあったが、これも既存の法的概念と説明された。「通常人」が法律用語として一般的である点は、法案に全面的には賛成でなかった指名国会議員 (Nominated Member of Parliament) のAnthea Ongも認めている。彼によればこの語は、行動において平均的な注意、スキル、および判断をなし、責任を判断するための比較基準として機能する仮想的な個人を指す語として使用されてきた。

以下、多くが先行研究の知見に沿っていた野党議員らのPOFMA批判と、閣僚や人民行動党の議

員による既存の法や判例に基づく反論が、齟齬と軋轢を生んだことを具体的に見ていくこととする。

4.1 意図について

上述の通り、フェイクニュースや偽情報の定義では、意図がしばしば問題となる。実際、第一読会へのPOFMA法案提出と同日に法務省が発表したプレスリリースでも、同法案は「悪意あるアクター (malicious actors)」、すなわち「虚偽情報を用いて意図的に社会を蝕む者」のみに刑罰を科するとした (Ministry of Law, 2019. 後述する教育相 Ong Ye Kung の「第3のゲート」論も参照)。

しかし、これはあくまで刑事罰についてであり、意図はPOFMA適用の必要条件ではない。実際、同法7条(1)は、公共の利益を害する虚偽の事実言明と知っている場合だけでなく、そうした言明と「信じるに足る理由」がありながらの伝達を禁じている。野党労働者党 (Workers' Party) の Leon Perera は、電気通信法 (Telecommunications Act) 45条では虚偽ないし捏造と知っているかが問われるのに対し、POFMAは虚偽と「信じるに足る理由」があるかが問われるため、規制対象が拡大されていると批判した。これだと個人やメディアには、潜在的な法的責任の範囲が分かり辛く、管理もしにくいとの指摘もある (Horder, 2021) (ただ、「単なる疑いや純粋な推測」は「信じるに足る理由」ではないとの高等法廷の判例に依拠した反論もある (Ong, 2019b))。加えて第三部指示に関する11・12条は、たとえ言明が虚偽と知らずとも、あるいは虚偽と信じる理由がなくとも、伝達者に上記指示が出されると規定している。

つまり、第三部指示の対象か判断するうえでは、意図というよりも、公共の利益を害する虚偽の事実言明が伝達されたという結果が重視された。先行研究では比較的少数派の結果論が採用された理由として Tay は、意図やその背景の証明は容易でないことが考えられるとした。言論の自由を尊重し、害を与えようと作成・拡散されるオンラインコンテンツのみを規制すべきというなら、

意図という精神的要素は重要である。しかし、結果論の観点に立つと、その意図にかかわらず虚偽の情報は有害な影響を与え得るため、そうした精神的要素は持たない方がより好ましいのである (Tay, 2021)。

4.2 事実と意見の区別

多くの先行研究が困難と指摘してきた事実と意見の区別だが、POFMAはこれが可能との前提に立っている。実際、同法が対象とするのは、(公共の利益を害する虚偽の) 事実であって、意見ではない。例えば上述のプレスリリースでも、同法案が言論の自由でなく虚偽情報を対象とする——法的措置の対象は、虚偽ないしミスリーディングな事実言明であり、意見、批判、風刺、パロディではない——とされた (Ministry of Law, 2019)。

しかし、事実と意見の区別は必ずしも容易でないとの批判が、やはり生じた。人々の言明は、多様な解釈が可能だし、科学的主張でも、立場が異なれば非難され得るからである (Chen & Chia, 2019)。国会では、野党労働党の非選挙区議員 (Non-Constituency Member) Dennis Tan が、事実言明と意見の区別や、事実言明と事実言明に関する意見の区別は必ずしも容易でないと指摘した。指名議員の Walter Theseira も、2015年から19年にオンラインの誤情報として政府が行動を起こした170件の事例を分析したところ、実際には事実から導き出された結論が争点であっても、政府は虚偽情報と宣言した事例があったとして懸念を表した。こうした食い違いは、公衆が部分的な情報しか持たないがゆえに生じる可能性があり、特に省庁が全関連情報を公開していない場合、解釈の違いを虚偽情報とラベル付けすべきでないと Theseira は主張した。さらに、通常人が見聞きし、あるいは認識して事実の表現と考える言明という事実言明の定義について労働者党の Daniel Goh は、Shanmugam の議論にパラドックスがあると論じた。この定義は「通常人」の見聞きや認

識にかかっているが、Shanmugamは、オンラインの虚偽情報が公共の言説を弱体化させて「普通人」のありようを蝕んでいると演説していた。そうした蝕みがあるのなら、「普通人」に言明が事実か意見かの判断は困難なはずだというのである。

事実と意見の区別が困難という指摘の背景には、POFMAを通じて意見が規制され得るという懸念がある。そのため、こうした懸念を背景として、指名国会議員のTheseira, Ong, およびIrene Quayが、POFMAのターゲットは実質的な虚偽であって、意見、コメント、批判、風刺、パロディ、一般論、経験談の言明でないことを成文化すべきとの共同声明を、第二読会前の4月30日に発表した（声明の全文はStolarchuk, 2019から引用）。その理由にOngは、POFMAの明確でない定義にNGOが懸念を抱くことを挙げた。NGOは、自らが代表する個人たちから直接聞いた証言に依拠することが一般的であり、しばしばこれら証言を一次資料として報告書の作成、啓発キャンペーン、問題についての推奨を行う。こうした証言は、政策立案者によるデータの公式解釈と対立したり、情報の非対称性ゆえに不正確と指摘されたりするかもしれない。Ongは、こうした定義上の懸念を軽減するため、法律学上の問題に立ち入ることなく、本法の原則（the Principles of the Act）という新しい節をPOFMAに含めることを提案した。

これに対しShanmugamは、定義上、事実について語られれば、風刺やコメディは除外されるとして、この提案を拒否した。何が「事実」で、何がそうでないかは判例があるため、それに依拠した方が良く、法的な論拠をもって反論したのである。これについてShanmugamは、事実言明とコメントは客観的に区別されるとした上訴法廷の判例を引用した。すなわち、「記事全体を読んだ一般・通常の読者がその言葉をコメントと理解するか、あるいは事実言明と理解するか」という法的テストを裁判所は適用することにしており、常時適用してきたと述べた。事実の定義に意見が含まれないことを

法案に明記する提案は、例えばアジアインターネット連盟（Asia Internet Coalition）のJeff Paineからもなされたが、Tongも「事実」の定義は法学において確立されており、意見は含まれないとこれに反論した（Tong, 2019）。

とはいえ、規定がない以上、批判、意見、風刺、パロディを取り締まるためにPOFMAが悪用される恐れがあるとの懸念が指摘された（例えばInternational Commission of Justice, 2019）。ただし、こうした指摘に対しても、法律の規定が「曖昧または不明瞭」な場合、解釈法9条Aに基づき、規定の意味を確認するべく裁判所が閣僚の発言、特に国会での発言を考慮できるため、Shanmugamの風刺やコメディを除外するという発言に法的効力がないわけではないとの指摘もある（Ong, 2019a）。実際、後述の通り、訂正指示の取消訴訟において、国会議事録が参照されたこともある。

このように、事実と意見の区別が困難という、先行研究で指摘されてきた問題点は、法的には可能との反論がなされた。しかし、この区別がしばしば容易ではないことは、シンガポール最高裁判所の上訴法廷でも指摘されており、法律に大きな不確実性を残しているとの指摘もある（Howe, 2019）。実際に、意見、コメント、批判等が、法的措置の対象から除外されているかは、POFMAの履行過程でも論争となっていった。

4.3 事実か、虚偽か、ミスリーディングか

誰が「真実の裁定者」となるかは、フェイクニュース／偽情報対策の重要な論点である。これについてPOFMAでは、最終的には裁判所がこれを担うものの、まずは大臣が虚偽情報か否か判断する。そのため、政府と異なる見解の表明を抑圧／抑制する、過度に広範な裁量が大臣に与えられ得るとの懸念が生じた（AWARE, 2019）。

しかも第2節で述べたように、明確に真偽を分けるのは困難である。何をもって事実とするかは、特に解釈や評価の要素を持つ場合、一筋縄にいかない。

人は同じ行動や相互作用にあっても、意味や価値を異なって認識することがある。社会的事象について何が言えるか、いかに言うか、いかなる方向性で言うかは、ほとんどが立場や関心に深く依存するため、唯一ないし安定した「事実」はほとんどないともいえる (Howe, 2019)。実際、例えば国際法律家協会 (International Commission of Justice) は、事実言明を定義した2条(2)について、後に真実と証明された事柄も、通常人には明らかでなかったからとの理由で虚偽の言明に分類される可能性があるとの懸念を表明した (International Commission of Justice, 2019)。

しかし、Shanmugamは、事実言明の真偽の区別について、既存の判例法で十分に扱われているとし、事実がどう立証されるべきかも、証拠法や判例法を形成する原則の体系から導き出されるべきとした。実際、シンガポールの法律は、契約法や名誉棄損法等多くの分野で主に判例法で構成されているとの指摘もある (Ong, 2019a)。その一方、事実言明および虚偽の事実言明の定義があいまいなため、その区別は大臣が主張するほど明確でないとの批判もあった (Howe, 2019)。

「ミスリーディング」も、広義すぎると批判された。労働者党書記長Pritam Singhは、それ自体は虚偽でないかもしれないと、ミスリーディングな記述と考えられるものを取り締まる広い裁量が、行政機関に与えられると批判した。Dennis Tanは、言明の一部のみ、ないしわずかな一部が虚偽ないしミスリーディングだけで虚偽の言明とみなされ得ることを批判した。重大な問題に関する有力な記事が、わずかな／無関係な／取るに足らない事実の誤りがあるために削除される可能性を指摘したのである。Pereraも、事実を省略したことで大臣は虚偽とみなすことができることや、虚偽の事実言明が一切含まれない事実の集合でも、ミスリーディングであるため虚偽とみなされ得ると指摘した。Daniel Gohは、虚偽情報の定義は、事実、すなわち既存の情報やエビデンス

に基づきなされるべきで、ここに「ミスリーディング」を加えると、暗示や含意の多様な解釈に真実の判断を委ねることになるため危険とした。また、この定義だと、全体的にも部分的にも、単独でも文脈の中でも、「可能な限り最悪な方法」で解釈されることで、言明がミスリーディングになり得るとも指摘した。これは第2節で論じた、一部に虚偽が含まれる、あるいは虚偽でない情報の選択的提示等により、フェイクニュース／誤情報が広くも狭くも定義され得ることに基づく批判である。

一方、「ミスリーディング」の意味についてShanmugamは、省略によって誤解を与えたとの理由で言明が虚偽になり得るといふ、既存の判決を反映したものと反論した。実際、判例法に照らすと「ミスリーディング」は、「重要な詳細を省略したり、事実の全体像を描けなかったりすることで、事実を半ば伝えている言明」と理解できるとの学術的指摘もある。すなわち、個々には真実であっても、それを組み合わせると虚偽となるような選択的な事実の言明を用いてPOFMAを回避することを防ぐために、ミスリーディングの話は必要との議論である (Ong, 2019a)。フェイクニュース／偽情報を定義するうえで、ミスリードな情報を含むことは一般的であり、POFMAの定義はそこから逸脱するものではない。ただ、第2節で述べた通り、虚偽性の濃淡による真偽の判断は、コンセンサスが得られにくい。そのため「ミスリーディング」の定義がPOFMAに明示されず、判例を反映させるととどめたことが、定義の拡大を懸念させたことは、無理からぬことだった。

事実と虚偽やミスリーディングの判別について、第一読会後、学術界からも疑問が呈された。4月、最終的には125名にまで増えた内外の研究者の署名つきで、法案に懸念を表す書簡が教育相に送られた。同書簡の本稿と関連する点は以下の通りである。知識の進歩は確立された「事実」に異議を唱えることから生まれ、「事実」は新しいデータや

分析結果が得られるとともに継続的に再評価される。そのため多くの現象において、何が常に証明された「事実」か、何が「誤ったあるいはミスリーディングな」推測ないし仮説か述べることはできない。また、定量的研究であっても絶対的确实性ではなく、確率を扱うものである。一般的に合意された「事実」も、その解釈は大きく異なる可能性がある (Letter to Education Minister, 2019)。

この書簡に対し第二読会で教育相Ong Ye Kungは、学術研究がPOFMAに抵触するのは不可能との見解を以下の通り示した。POFMAにより当該情報が訂正ないし削除されるには、第一に、事実言明が虚偽である、第二に、公共の利益に害を生じさせるという2つのゲートを通らなくてはならない。ただし、この訂正は刑事罰でなく、刑事責任を問われるには第3のゲート、すなわち情報の伝播者が、虚偽かつ害を生じさせると知ってなければならぬ。POFMAが標的とする虚偽情報および情報操作は、意図的な嘘、黙認、なりすまし、不安および社会的怒り、および混乱の扇動であって、実験、データ収集、仮説の検証、調査結果の出版、世界がどのように機能しているかの発見、研究のピアレビュー、厳格なディシプリンとプロセスに従う研究に関してではない。経験的な自然科学では、発見や理論が間違っている、ないし部分的にしか正しくないと証明されたとしても、あるいは十分に確立された理論や知識体系に反証しようとする研究でも、POFMAで犯罪化されない。これは実際のデータや観察結果を使用した結論だからであり、そのため第1のゲートを通過しないためである。実験が十分に行われてなかったり、収集されたデータに再現性がない、あるいは不完全であったりしても、POFMAの定義する虚偽情報ではない。POFMAが適用されるのは、当該研究がデータを捏造し、虚偽の観察やデータを用いる場合である。また、意見、哲学、歴史の解釈、文化的バイアス、地理的背景等に基づく、主に人文科学者の研究は、経験的データでなく批

判的・解釈的手法を用いて仮説・議論を証明することがある。しかし、こうした研究は、仮説、理論、意見のかたちをとるためPOFMAの対象にならない。つまり、第1、第2のゲートに到達すらない。

Shanmugamも、POFMAは学術的意見を対象としていないと明言したが、例えば捏造による虚偽の言明は除外されないと述べた。彼によれば、実際のデータや確固とした方法論から導き出された結論は意見であり、実在しない研究やデータに言及していれば虚偽の事実言明なのである。

以上、虚偽の事実言明をめぐる国会審議を概観した。事実と意見の区別や、意図を定義に含む是非、さらには情報の真偽やミスリーディングの判断について、いずれも判例があるというロジックを閣僚や人民行動党の議員は用いた。しかし反対者にとってそれらは、不确实性の残るものだった。

5 POFMAの履行と司法

POFMAは、2019年10月に発効したが、その直後から、事実と意見の区別が現実には可能かの論争が生じた。11月、前進党 (Progress Singapore Party) のBrad Bowyerは、シンガポール政府投資公社 (Government of Singapore Investment Corporation: GIC) やTemasekといった政府系企業の投資を批判する記事をフェイスブックに投稿した。これに訂正指示が出されたことで、事実でなく批判、すなわち意見に対しPOFMAが用いられたのではないかとの議論が生じたのである。例えば、Bowyerによる投稿の争点は、資金がどの程度「まずく」政府系企業により投資されたか、つまり、投資の質に関する (批判) 意見ではないかとして、意見と事実の区別のさらなる明確化を求める意見記事が、大手紙The Straits Timesのホームページに掲載された (Narayan, 2019)。これに財務省高官が同紙で、Bowyerの投稿には事実誤認が含まれており、政府の信用を失墜させ、

TemasekやGICの評判を傷つけるミスリーディングな言説を構築する虚偽の事実言明を、政府は明らかにせねばならないと説明した (Lim, 2019)。

2019年12月、シンガポール民主党 (Singapore Democratic Party: SDP) に3つの訂正指示が出された。SDPは、シンガポールがあまりに多く外国人労働者を受け入れており、地元の (local) 専門職、管理職、経営職、技術職 (Professionals, managers, executives, technicians: PMET) が、外国人PMETにとって代わられるのを許していると主張していた。そうした趣旨の記事・投稿にあった、地元PMETの整理解雇 (retrenchment) 者数が増えているとか、地元PMETの雇用が減っているとの記述が、虚偽と判断されたのである。訂正指示の取消申請を拒否されたSDPは、法務長官 (Attorney General) を被告として訴訟を起こしたが、裁判所はこれを退けた (Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2020)。

ここで対象言明が意見か事実かが、論点の一つとなった。「地元PMETの整理解雇者数が増えている」との対象言明は、意見であって事実でないとしてSDPは主張した。しかし、高等法廷の判決は、「それを見る、聞く、ないしその他認識した通常人が事実の表現と考える言明」という事実言明の定義 (2条2項 (a)) のテストを適用すれば、当該言明を通常人は意見の表明とみなさず、むしろ、文脈上、シンガポール人PMETの整理解雇状況に関する事実の主張に見えるとした (Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2020)。

これについて同判決では、Shanmugamが第二読会で言及していた、意見と事実を区別する判例の原則が明確になった。裁判官がこれを、名誉棄損法におけるフェアコメントの抗弁に適用される原則と述べたためである。これを適用すると、言明が事実かコメントかは、正確な語、文脈、公表物全体の内容により判断される。また、言明が意見か事実かは、状況全体に依存し、言明が一般の通常の読者 (ordinary reasonable reader) にど

う影響するかという客観的基準で決まる (Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2020)。

これに鑑みればSDPの記事は、データに基づくいかなる方法論にも言及しておらず、「整理解雇されたシンガポール人PMETの割合が増加している」との主張を裏付けるデータが引用・参照されていないため、事実関係を端的に主張したものとしか読み取ることができないとされた。通常の読者にコメントとみなされるだろうとの認定は困難との判決だった (Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2020)。

一方、多くの先行研究が論点としている発信者の意図は、第三部指示を取り消すか裁判所が判断するうえで重視されないことが明確化された。この判断をするため裁判所は、第三部指示を出した大臣が意図する意味で、対象資料が言明をなしているか／含むかを検討するが、上訴裁判所はその際、客観的なアプローチが採用されねばならないとした。POFMAが関心を持つのは、対象資料が公衆に与える影響であって、言明作成者が主観的に意図した意味ではないからである。さらに、対象言明が事実言明か否か判断する際も、「それを見る、聞く、ないしその他認識した通常人が、事実の表現と考える言明」という事実言明の定義上、これを確認するのは明らかに客観的アプローチであるとされた。また、事実言明が虚偽なのかの判断する際も、POFMAは、対象資料が公衆に及ぼす影響に主眼を置いているため、言明作成者の主観的意図は関係ないとされた。上記の通り、第三部指示に関する11・12条が、たとえ言明を虚偽と知らなくても、あるいは虚偽と信じる理由がなくても、伝達者に上記指示が出されると規定していることも理由とされた (The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2021)。第二節で述べた結果論的観点が採用されたのである。

また、これも第二節で述べた通り、言明の多様

な解釈のうち、一つが虚偽である場合の判断も争点となった。法務長官は、対象資料を解釈する際、名誉棄損法の「単一意味規則 (Single Meaning Rule)」を裁判所は採用すべきでないと主張した。対象資料は、複数以上の解釈が成り立つかもしれないが、その解釈の全てが虚偽の事実言明にあたるかは限らないが、通常人らによる対象資料の解釈のうち1つが虚偽なら、第三部指示が発行／支持されるべきとの主張だった (Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2020)。これに対しSDPは、言論の自由と他の利益のバランスさせる必要から、対象資料の「単一かつ正しい意味」が虚偽の事実言明となる場合のみ、第三部指示が発行／支持されるべきと論じていた (The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2021)。

これにつき上訴法廷は、第二節でいう結果論的観点から、法務長官の主張に沿う判決を下した。POFMAの立法目的は、シンガポール国内における虚偽の言明の伝達を防ぎ、そうした伝達の悪影響に対処することである。また、POFMAの国会審議では、公衆の特定の層ないし階級は、そのバックグラウンドや社会政治的信念ないし理想等ゆえに、特定の虚偽情報を本来信じ易いかもせず、そのため虚偽情報の標的となる可能性が懸念されていた。それゆえ、別の公衆の特定の層ないし階級の通常解釈が異なったとしても、明らかな虚偽の言明の流通を許すことは、POFMAの立法目的を満たさないと判断されたのである (The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2021)。

2020年1月には、政治社会系ニュースサイト、The Online Citizen (TOC) に訂正指示が出された。これはマレーシアの人権・法律団体「自由のための弁護士 (Lawyers for Liberty: LFL)」が、シンガポールでは、絞首刑の執行中にロープが切れた場合、刑務官たちが違法な手段で囚人を確実に死に至らしめるよう指示・訓練され、これを実行し

ているとのプレス声明を発表したことに端を発する。内務省はこれを否定し、内務大臣Shanmugamは、同プレス声明のウェブサイトにて訂正指示を出した。ここで問題となったのは、この声明を、その真否に直接触れず報じたTOCにも訂正指示が出されたことである。訂正指示の取り消し申請を拒否されたTOCは、これを不服として訴訟を起こしたが、裁判所はこれを退けた。

この判決が本稿と関連する点として第一に、言明は「事実」と「意見」のみ存在し、「第三のカテゴリ」はないとされた。POFMAでは、対象言明が事実言明でない、あるいは真の事実言明なら、裁判所は訂正指示を取消することができる (17条5 (b))。これに関しTOCは対象言明を、事実でも意見でもない「伝聞に基づく報道」だとし、17条5 (b) の事実言明ではないと主張した。しかし判決は、国会審議の内容に鑑みると、17条の目的上、言明には「事実」と「意見」の二種のみ存在するとした。さらに、対象言明を読んだ通常人は、対象言明を事実言明とみなすと判断し、「伝聞」の主張を受け入れなかった (The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, 2020)。

第二に、伝達者の意図に関係なく、公共の利益を害する虚偽の事実言明があれば、規制の対象となった。TOCは、LFLがプレス声明を作成したとの対象言明自体は真実だから、17条5 (b) の真の事実言明だと主張した。しかしこの主張は、以下の理由で成立しないとされた。第一に、LFLが特定の主張をしたことは事実だが、17条5 (b) は、あくまで対象言明が真実か否かに関するものである。第二に、上述の通り11条4項は、たとえその人が真の事実言明を発信したと信じていても、実際は虚偽の事実言明なら訂正指示の発行は妨げられない。つまり、訂正指示の発行に過失の要素は必要なく、TOCが対象言明を真かどうか知らなかったことは、重要な考慮事項でない。また、当該TOCの主張を認めると、POFMA 5条 (a) にある、シンガポールにおいて虚偽の事実言明の

伝達を予防するとの立法目的が挫折してしまう。この5条(a)と11条4項をあわせて読めば、POFMAは、虚偽情報の作成者だけでなく、虚偽の情報を受け取り、その内容の真実につき立場をとらず他者に送る者にも関係する(The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, 2020)。本稿の説明枠組みを用いれば、意図の有無でなく、公共の利益を害する虚偽の事実言明を伝達したという結果論的な観点がとられたといえよう。

6 結論

以上、本稿は、フェイクニュースや偽情報の定義に関する先行研究の主な議論に照らして、POFMAにおける虚偽の事実言明の定義がいかなる意味でユニークか検討した。先行研究では比較的希薄だった法律論、特にシンガポールの判例法を論拠として、閣僚や人民行動党の政治家らがその定義を正当化したことで、批判者との間に議論の齟齬と軋轢が生まれたと本研究は指摘した。換言すれば、フェイクニュースや偽情報の定義に関する学術界や国際機関での知の蓄積が、POFMAを批判するうえで有効な役割を果たせなかったのである。国会審議では、事実と意見の区別、伝達者の意図、虚偽性の判定等が主要論点となったが、そうした論点の正確な意味や判定のあり方が明確になっていったのは、行政や裁判所が、実際にそうした判断を行うことで、POFMAの履行や判例が積み重ねられる後でのことだった。

ただし、法的措置の対象となるには、それが虚偽の事実言明であるだけでなく、「公共の利益」を害することも要件である。この「公共の利益」についても、POFMAの制定・履行過程で様々な批判が生じたが、別稿での検討課題としたい。

注

- (1) Opening Address by Mr K Shanmugam, Minister for Home Affairs and Minister

for Law, at the “Keep It Real: Truth And Trust In The Media” Forum, 19 Jun 2017; Oral Answer by Minister for Law, Mr K Shanmugam, to Parliamentary Questions on Fake News,” Ministry of Law, 3 Apr 2017.

- (2) Ibid.
- (3) Report of the Select Committee on Deliberate Online Falsehoods: Causes, Consequences and Counter Measures, Parl 15 of 2018, Part A, Main Report, Presented to Parliament on 19 Sep 2018.
- (4) 以下、4節で挙げる議員の発言や議論は、特段の断りがない限り、国会での発言である。Parliamentary Debates, Singapore, Official Report, Thirteenth Parliament, Vol.94, No.104, Second Session, 7 May 2019; Parliamentary Debates, Singapore, Official Report, Thirteenth Parliament, Vol.94, No.105, Second Session, 8 May 2019.

参考文献

- Allcott, H. and Gentzkow, M. (2017) Social Media and Fake News in the 2016 Election, *Journal of Economic Perspectives*, 31.2.
- Ang, B., Anwar, N. D. and Jayakumar, S. (2021) Disinformation & Fake News: Meanings, Present, Future. In *Disinformation and Fake News*. Palgrave Macmillan, Singapore, 15p.
- Aswad, E. (2020) In a World of “Fake News,” What’s a Social Media Company to Do?, *Utah Law Review*, 4.
- AWARE (2019) AWARE’s statement on the Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act, April 23.
- Chen, S. and Chia, C. W. (2019) Singapore’s Latest Efforts at Regulating Online Hate

- Speech, Research Collection Yong Pung How School of Law, para 6-8 <https://ink.library.smu.edu.sg/sol_research/2921/> Accessed 2022, July 15.
- Chua, A. (2018) Written Representation 38, Report of the Select Committee on Deliberate Online Falsehoods, September 19, Vol.1 of 3.
- Coady, D. (2020) The Fake News about Fake News. *The Epistemology of Fake News*, p.73.
- de Cock Buning, M. (2018) A Multi-dimensional Approach to Disinformation: Report of the Independent High Level Group on Fake News and Online Disinformation, Publications Office of the European Union, pp.5, 10, 20.
- eavi. (2017) Infographic: Beyond Fake News – 10 Types of Misleading News – Sixteen Languages, <<https://eavi.eu/beyond-fake-news-10-types-misleading-info/>> Accessed 2021, November 7.
- Foo, C. (2021) Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act and the Roles of Internet Intermediaries in Regulating Online Falsehoods, *Singapore Academy of Law Journal*, 33.2.
- Gelfert, A. (2018) Fake News: A Definition, *Informal Logic*, 38.1, pp.99-100, 107-108.
- gov.sg (2019) Corrections And Clarifications Regarding Falsehoods Posted By The Singapore Democratic Party, Factually, December 14, <https://www.gov.sg/article/factually-corrections-on-falsehoods-posted-by-sdp?fbclid=IwAR1ab4ISmaKn2jjcm0PShNe1bI42thC7cEABu_G2JpJDNhHr2zISfIz5TPM> Accessed 2023, February 7.
- Habgood-Coote, J. (2019) Stop Talking about Fake News!, *Inquiry*, 62.9-10, pp.10-11.
- Horder, J. (2021) Online Free Speech and the Suppression of False Political Claims, *ILSA Journal of International and Comparative Law*, 36p.
- Howe, L. K. (2019) True or False or Misleading: [A] dequate Judicial Oversight over Part 3 Directions under the Protection from Online Falsehoods and Manipulation Act, *Sing. Comp. L. Rev.*, 239, pp.240-244.
- International Commission of Justice (2019) Legal Briefing: Protection from Online Falsehoods and Manipulation Bill No.10/2019 as of 12 April 2019, <<https://www.icj.org/wp-content/uploads/2019/04/Singapore-online-regulation-bill-briefing-advocacy-open-letter-2019-ENG.pdf>> Accessed 2021, November 16.
- Jie, W. J. (2020) Between Surveillance and Security: The Protection from Online Falsehoods and Manipulation Bill (POFMA), *ScholarBank@NUS*, pp.B151-152, <<https://doi.org/10.25818/k520-x2gq>> Accessed 2023, February 17.
- Klein, D. O. and Wueller. J. R. (2018) Fake News: A Legal Perspective, *Australasian Policing*, 10.2, 6p.
- Lee, H. and Lee, T. (2019) From Contempt of Court to Fake News: Public Legitimation and Governance in Mediated Singapore, *Media International Australia*, 173.1.
- Letter to Education Minister, 2019, April 11, Academia SG, <<http://www.academia.sg/pofma-letter/>> Accessed 2021, November 1.
- Lim, Z. J. (2019) Forum: Pofma Case Brad Bowyer's Facebook Post Contained Several Factual Falsehoods, *The Straits Times*, December 12.
- Ministry of Law (2019) New Bill to Protect Society from Online Falsehoods and Malicious Actors, Press Release, April 1, <<https://www.mlaw.gov.sg/news/press-releases/new-bill-to-protect-society-from-online-falsehoods-and-malicious-actors>>

- Accessed 2021, October 20.
- Narayan, A. (2019) Forum: Pofma: Can the Distinction Between Fact and Opinion Be Clarified?, *The Straits Times*, <<https://www.straitstimes.com/forum/letters-on-the-web/forum-pofma-can-the-distinction-between-fact-and-opinion-be-clarified>> Accessed 2023, January 17.
- Neo, R. (2019) The Securitisation of Fake News in Singapore, *International Politics*, 57.4.
- Ong, B. J. (2019a) Symposium on POFMA: Parliamentary Debates about POFMA—Hansard Beyond Statutory Interpretation?, Research Collection Yong Pung How School of Law, https://ink.library.smu.edu.sg/sol_research/2968/> Accessed 2022, July 15.
- (2019b) Looking Beyond the Vague Terms in Singapore’s Fake News Laws, *Today*, <<https://www.todayonline.com/commentary/looking-beyond-vague-terms-fake-news-laws>> Accessed 2020, November 28.
- Özdan, S. (2021) The Right to Freedom of Expression Versus Legal Actions Against Fake News: A Case Study of Singapore. In *The Epistemology of Deceit in a Postdigital Era*, Springer, Cham.
- Protection from Online Falsehoods and Manipulation Bill, 2019, April 1.
- Rini, R. (2017) Fake News and Partisan Epistemology, *Kennedy Institute of Ethics Journal*, 27.2, E44-E45.
- Reporters Sans Frontières, (2019) RSF Explains Why Singapore’s Anti-fake News Bill is Terrible, April 8, 2019, <<https://rsf.org/en/news/rsf-explains-why-singapores-anti-fake-news-bill-terrible>> Accessed 2021, November 1.
- Sanders, M. (1987) The Fact/Opinion Distinction: An Analysis of the Subjectivity of Language and Law. *Marq. L. Rev.*, 70.
- Stolarchuk, J. (2019) Nominated MPs Propose Amendments to “Far-reaching” POFMA in Joint Statement, May 1, <<https://theindependent.sg/nominated-mps-propose-amendments-to-far-reaching-pofma-in-joint-statement/>> Accessed 2022, May 10.
- Tandoc Jr, E. C., Lim, Z. W. and Ling, R. (2018) Defining “Fake News”: A Typology of Scholarly Definitions, *Digital journalism*, 6.2.
- Tay, J. Y. (2021) No News is Good News, but “Fake News” is Bad News: A Comparative Analysis of Singapore’s and Australia’s Measures to Combat Misinformation on Social Media, *Singapore Academy of Law Journal*, 33.2, pp.610-611.
- The Ministry of Communications and Information and the Ministry of Law (2018) Deliberate Online Falsehoods: Challenges and Implications, A Green Paper, January 5.
- Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2020, SGHC 25.
- The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, 2020, SGHC 36.
- The Online Citizen Pte Ltd vs Attorney-General, Singapore Democratic Party vs Attorney-General, 2021, SGCA 96.
- Tong, E. (2019) Protection from Online Falsehoods and Manipulation Bill, *The Straits Times*, May. 6
- Wardle, C. (2017) Fake News. It’s Complicated, First Draft, 16 Feb 2017. <<https://firstdraftnews.org/articles/fake-news-complicated/>> Accessed 2022 July 15.
- Wardle, C. (2018) Written Representation 94,

Report of the Select Committee on Deliberate Online Falsehoods, Part B, September 19, Vol 2 of 3.

Wardle, C. and Derakhshan, H. (2017). Information Disorder: Toward an Interdisciplinary Framework for Research and Policy Making, Council of Europe, <https://edoc.coe.int/en/module/ec_addformat/download?cle=5905aa3361a00b7d935

6fa6cf222396d&k=9cefd2012a8172f10c039aeb151896c2> Accessed 2022 July 15.

井原伸浩 (2021a) 「プラットフォームガバナンスとしてのオンライン虚偽情報および情報操作防止法」『マス・コミュニケーション研究』99.

——— (2021b) 「シンガポールの「脆弱性」をめぐる諸議論とPOFMA」『グローバル・ガバナンス』7.